

# 令和4年度当初予算 JAPANブランド育成支援等事業費補助金

## 【支援パートナー 公募要領】

＜公募期間＞

令和4年4月22日(金) ～ 令和4年5月16日(月)17:00まで(厳守)

### 〔目 次〕

1. 目的 . . . . . P 1
2. 支援パートナーに選定されるための条件 . . . . . P 1
3. 支援パートナーとしての義務 . . . . . P 2
4. 支援パートナーとしての注意事項 . . . . . P 3
5. 応募方法 . . . . . P 4
6. 事業スキーム . . . . . P 5
7. 審査・選定方法 . . . . . P 5
8. 守秘義務 . . . . . P 6
9. 問い合わせ先 . . . . . P 6

本公募は「JAPANブランド育成支援等事業」の補助事業者の公募ではありません。  
本公募に申請いただいても、補助金は交付されませんのでご注意ください。

2.0 版  
令和4年4月  
中 小 企 業 庁

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを中小企業庁のホームページでご確認ください(令和4年5月2日2.0版)。

中小企業庁では、令和4年度「JAPAN ブランド育成支援等事業費補助金」（以下、「本補助金」という。）において、海外展開やそれを見据えた全国展開に向けて、新規販路開拓等に取り組む中小企業者等を支援するため、中小企業者等が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等（以下、「支援パートナー」という。）を公募します。

中小企業者等が販路開拓等をサポートする支援パートナーを活用することで、特に海外販路開拓を効果的に行うことが可能となると考えられます。そのため、令和4年度事業においても、令和3年度に引き続き、支援パートナーを本公募により事前に選定し、中小企業庁が公表します。さらに、令和4年度からは、「海外展開を希望する中小企業者等」と「支援パートナー」を効果的に繋ぐための「コンシェルジュ」を設置します。これにより、より効果的かつ効率的なマッチングが行われることが期待されます。本補助金に応募する中小企業者等（以下「補助事業者」という。）は、選定・公表された「支援パートナー」の中から、自らの販路開拓に資する支援パートナーを選択し、支援パートナーとの相談を踏まえて事業計画を策定した上で、補助金応募を行っていただくことを想定しています。

支援パートナーとしての参加を希望する支援事業者等におかれましては、下記の要領により本公募にご応募いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 目的

本補助金は、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を中小企業者等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

支援パートナーは、自らが有する展開先市場に関する動向、トレンド、売れ筋の商材・サービス等に関する情報、支援ツール・ノウハウ、プラットフォームなどを中小企業者に提供することにより、本補助金の活用を通じて中小企業者が実際の販路や市場獲得につながるようサポートしていただくことを期待しています。

### 2. 支援パートナーに選定されるための条件

支援パートナーは、以下に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 法人格を持つ企業・団体であること（国内・海外の所在は問わない）。
- (2) 自社支援サービスの料金表やそれに類似するものを提出すること（提出していただいたものは原則として中小企業庁のホームページで公開されます）。
- (3) これまでに中小企業支援を継続的に行っており、原則として3件以上成功に導いた実績を持ち、その要諦について説明可能なこと。
- (4) 中小企業者等にとって有効な海外・全国展開支援ツールまたはノウハウを持っていること。
- (5) 各種支援サービスを日本語（ビジネスレベル以上）で提供（対応）できること。
- (6) 支援パートナーとして中小企業支援を円滑に行うことができる財務基盤があること。
- (7) 支援パートナーの目的・仕組み及び本補助金について十分理解し、中小企業庁、経済産業局及び支

援パートナー選定・管理事務局（以下「事務局」という。）からの求めに応じて柔軟に対応・協力できること。

- (8) 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (9) 次の①から⑤のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1212号)第2条により定める事業を営むものであるとき。  
(例) マージャン店・パチンコ店、ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等
  - ② 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。法人等が刑事告訴された結果、もしくは民法における不法行為を行った結果、係争中であるとき。

### 3. 支援パートナーとしての義務

支援パートナーは、本公募に応募する事業者について、事務局及び外部審査委員会による審査を経て、中小企業庁が公表します。そして、選定された支援パートナーには、以下の義務が発生します。

- (1) 本補助金の応募にあたり、支援パートナーの利用を希望した中小企業者等に対して、あらかじめ事務局と協議して決定した相談対応可能企業数(最低3社以上)まで事業計画策定の段階から販路開拓にかかる支援等を行うこと。なお、既存顧客からの相談のみならず、新規顧客からの相談についても、真摯に対応することとし、自社による支援が難しい場合には、補助事業者に対し、明確な理由を丁寧に説明すること。
- (2) 中小企業者等が補助事業に応募する場合、中小企業者等に対して、あらかじめ料金表に基づいた見積書を提出すること。見積金額を変更する場合は、あらかじめ中小企業者等の確認を得ること。
- (3) 中小企業者等が補助事業に応募する場合、中小企業者等に対しては、信義誠実の原則に従い誠実に対応すること。なお、補助事業者が本事業に申請する場合、支援パートナーとの事前相談及び事業支援の内容に合意を得たことを証明する「事前協議確認書」の提出が必要となるため、双方が合意した場合は、事業支援を行う補助事業者に対し、当該書類(中小企業庁が指定する様式)を送付すること。
- (4) 支援パートナーを利用した中小企業者等の支援状況について、事業年度終了後1ヶ月以内に、規定の様式により中小企業庁に報告書を提出すること。なお、年度の途中においても必要に応じて中小企業庁が報告を求める場合がある。社内規定等により報告書の提出が難しい場合は、その理由を任意の様式にて提出すること。

- (5) 支援を行った中小企業者等が事業終了後に経済産業局に提出する実績報告書の作成等に協力すること。なお、実績報告書の作成等に関する支援に係る経費は、本補助金の補助対象経費とならないが、中小企業者等に対し、その対価を求めることを妨げるものではない。
- (6) 補助事業実施のために担当者を配置（他の業務との兼務も可）し、支援パートナーの利用を希望する中小企業者等に対して、十分なサービスを提供する体制を構築すること。
- (7) その他上記に当てはまらない項目については、事務局と協議すること。

#### 4. 支援パートナーとしての注意事項

- (1) 支援パートナーに選定された際には、支援パートナーの役割を正しく理解し、また上記 2. 及び 3. に記載した事項を含む支援パートナーとしての権利義務等を遵守することを誓約する旨の念書の提出を求めます。
- (2) 本公募は、本補助金における採択事業者が、特に海外の新規販路開拓にあたって効果的な取組を行う支援を念頭においています。効果的な取組に資するサービスを提供する場合に、自社の料金表に基づく料金をその対価として採択事業者から受け取ることも可能ですが、支援パートナーとなったことをもって中小企業者との間でサービス提供の成立を保証するわけではありません。
- (3) 本補助金の交付対象となる経費は、補助事業の採択決定後、国が補助事業者に対して行う交付決定以降に発生する経費のうち当該補助事業に係るものに限られます。交付決定前に生じた相談料等は、交付決定前の費用を中小企業者等から徴収することを妨げるものではありませんが、補助対象になりません。

なお、補助対象経費及び補助金精算に関することは、経済産業省官房会計課作成の「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

また、支援パートナーは補助事業者にあたらないため、補助金の直接的な交付対象とはなりません。補助事業者である中小企業者が支援パートナーに対して支払う対価（交付決定前の経費を除く。）のうち、補助対象経費として認められたものについては、補助事業者に対し、当該経費に係る補助金が支給されます。具体的な補助対象経費については、後日公開される「令和4年度JAPANブランド育成支援等事業費補助金 公募要領」をご確認ください。

- (4) 事前相談等を行っていた補助事業者が採択された際に、採択決定に係る報酬（例：補助金額の〇%といった成功報酬等）を補助事業者に要求することは認めておりません。事実が発覚した場合は、支援パートナーの選定を取り消しますのでご注意ください。
- (5) 支援パートナーへの応募後は、事務局及び外部審査委員会が審査を行います。支援パートナーとして選定された支援事業者につきましては別途、事務局からご連絡を致します。機密保持には十分配慮いたしますが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合もありますのでご了承ください。
- (6) 応募書類に記載する内容は、今後の本制度の体制構築の基本方針となります。応募後に事務局との協議を経た上で、最終的な実施内容の確定を行います。なお、応募者の都合により記載された内容

に大幅な変更があった場合には、支援パートナーの選定を取消す場合がありますのでご注意ください。

- (7) 支援パートナーに選定された場合、その旨をプレスリリース等で公表することを妨げるものではありませんが、事前に事務局に報告してください。
- (8) 支援パートナーとして行った支援内容は公表することがあります。
- (9) 補助事業者（本事業の申請を予定している者も含む。）及び以下のいずれかに該当する者は、支援パートナーに応募することはできません。
  - ① 補助事業者と子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）又は親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
  - ② 補助事業者と海外子会社等（受託者が、半数以上の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、外国の法令に基づいて設立された法人。）又は海外親会社等（受託者の半数以上の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、外国の法令に基づいて設立された法人。）の関係にある場合
  - ③ 補助事業者を子会社等とする法人と子会社等又は海外子会社等の関係にある場合
  - ④ 補助事業者を海外子会社等とする法人と子会社等又は海外子会社等の関係にある場合
  - ⑤ 補助事業者と子法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する子法人をいう。）の関係にある場合
  - ⑥ 一般社団法人又は一般財団法人であって、補助事業者並びに上記①ないし④に該当する者が、総社員の議決権の過半数を有する場合

## 5. 応募方法

応募は以下の内容で受付を行います。必要事項を記載の上、期間内にご提出をお願い致します。

応募期間：令和4年4月22日(金) ～ 令和4年5月16日(月)17:00まで(必着)

応募方法：必要書類を記入の上、以下の宛先までメールにて提出。

宛 先：info@japanbrand2022.go.jp

件 名：令和4年度JAPANブランド支援パートナーへの応募（事業者名）

結果通知：令和4年6月中旬から下旬頃を予定

- 必要書類：① 応募書類（様式1）（必須）
- ② 応募書類別紙・支援概要を示す資料（別紙1）（必須）\*
  - ③ 料金表・それに類似する資料（様式任意）（必須）
  - ④ （債務超過の場合）債務超過を解消するための具体的な計画（様式任意）
  - ⑤ その他、①～③に係る補足資料(任意)
  - ⑥ 企業ロゴ（拡張子：jpg/pngのいずれか | サイズ：300×300ピクセル）
- ※ ①②に関しては編集可能な形式(Word・Excel・PowerPoint)にて提出。  
③④⑤に関しては、PDFにて提出。

### 【注意事項】

※ 作成する書類のフォントサイズは10pt以上としてください。

※ 提出するファイル名は、以下のように記載してください。

- ファイル名には応募者名を記載すること。
- 使用する英数字・記号は全て半角にし、「株式会社」等の法人形態は省略すること。

(例)応募書類(様式1)\_●●●●

※ 応募時に提出する情報の扱いを以下のとおり分類します。

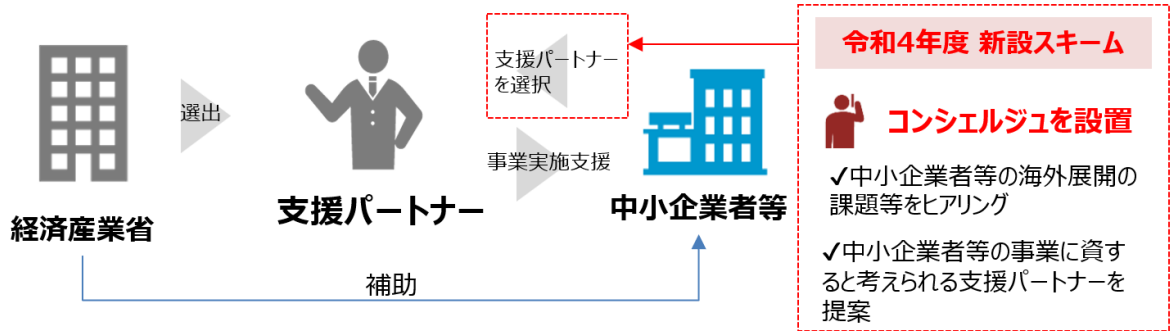
無記入：中小企業庁(経済産業省)に共有するとともに、選定審査に使用します。

\* : 中小企業庁(経済産業省)に共有するとともに、選定審査に使用します。なお、[5. 情報登録シート]、[企業ロゴ]の情報は、中小企業庁のHPにて公開します。

## 6. 事業スキーム

令和4年度のJAPANブランド育成支援等事業の事業スキームは下記の通りです。

中小企業者等の海外販路開拓を、中小企業庁が選定する「支援パートナー」を活用することで支援。(※一部、条件付きで国内も可)



補助率	補助上限額
<b>2/3以内</b> ※採択3年目の場合/国内販路開拓に係る経費は1/2以内	<b>500万円</b> ※複数者による共同での応募の場合、1者毎に500万円嵩上げし、 <b>最大2,000万円</b> まで引き上げ。

## 7. 審査・選定方法

応募されたすべての者を対象に、提出いただいた書面の審査(書面審査)を行います。誤った様式を使用して応募された場合や必須事項の記載がない場合、必要書類の提出がない場合は、支援パートナーとして選定されませんのでご注意ください。

また、必要に応じて、面接審査を行う場合があります。面接審査はオンライン(Web会議形式)で実施することを予定しております。面接審査日については、後日、対象者宛てに事務局からご連絡させていただきます。

なお、外部審査委員会は非公開で行います。審査の経過や選定されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

## 8. 守秘義務

- (1) 支援パートナーは、本制度の参加を通じて知り得た事項を、本制度の目的以外には使用せず、法律又は裁判所若しくはその他の行政機関又はその他の公的機関の規則又は命令等に基づき開示を求められた場合を除き、相手の事前の了解なく第三者に開示、又は漏洩させてはならない。
- (2) 支援パートナーは、上記に定める事項について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

## 9. 問い合わせ先

(支援パートナーに関するお問い合わせ)

支援パートナー選定・管理事務局 (株式会社 Resorz 内)

担当者：鶴、荻田、鷺澤、山本

電話：03-6823-2274

E-mail：[info@japanbrand2022.go.jp](mailto:info@japanbrand2022.go.jp)

-----  
(本補助金に関するお問い合わせ)

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課

担当者：宮下、今福、高橋、野坂

電話：03-3501-1767(直通)

E-mail：[jb-shien@meti.go.jp](mailto:jb-shien@meti.go.jp)

## 支援パートナー公募要領の改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
1.0	令和4年4月22日	・初版発行
2.0	令和4年5月2日	・目次を訂正しました。 ・2. (2) と内容が重複するため (7) の記載を削除し、(8) ~ (10) の項番を (7) ~ (9) へ訂正しました。 ・5. の【注意事項】の応募時情報の取扱いを訂正しました。